

平成28年度第1回

小金井市都市計画審議会会議録

平成28年度第1回 小金井市都市計画審議会会議録

○平成28年8月4日（木曜日）

場 所 第一会議室

出席委員 14名

会 長 8番 根 上 彰 生

委 員 3番 岸 田 正 義

5番 富 永 信 忠

9番 林 倫 子

11番 斎 藤 康 夫

13番 百 瀬 和 浩

17番 吹春 やすたか

19番 松 縄 忠 一

4番 村 尾 公 一

6番 坂 井 えつ子

10番 宮 下 誠

12番 齊 藤 俊 之

16番 高 橋 清 徳

18番 板 倉 真 也

欠席委員 5名

1番 高 橋 金 一

7番 鈴 木 博

15番 齋 藤 裕

2番 湯 沢 綾 子

14番 島 崎 智 融

傍聴者 0名

出席説明員

市 長 西 岡 真一郎

都市整備部長 東 山 博 文

ごみ対策課長 小 野 朗

副 市 長 上 原 秀 則

都市計画課長 西 川 秀 夫

ごみ処理施設担当課長 藤 田 茂 夫

事務局職員出席者

都市計画課主査 田部井 一 嘉

ごみ対策課主任 山 下 恒 夫

都市計画課主任 外 山 義 久

ごみ処理施設担当専任主査 佐 藤 知 一

都市計画課主任 大 谷 桂 輔

【西川都市計画課長】 定刻となりましたので、平成28年度第1回小金井市都市計画審議会を開会したいと思います。本日は、ご多忙中のところ小金井市都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。開会に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告申し上げます。

審議会委員19名中13名ご出席いただいております。

小金井市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、半数以上のご出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告申し上げます。

また、湯沢委員、鈴木委員、齋藤裕委員は、本日ご都合により欠席とのご連絡をいただいております。村尾委員につきましては、遅参のご連絡をいただいております。

申し遅れましたが、私は事務局を担当しております、都市計画課長の西川です。よろしく申し上げます。

本年度第1回目の都市計画審議会になりますが、よろしく願いいたします。

まず始めに、本日の資料について、確認させていただきます。

事前にお配りしました「資料 小金井都市計画ごみ焼却場 二枚橋衛生組合ごみ焼却場の変更について(付議)」、「追加資料 小金井都市計画ごみ焼却場 二枚橋衛生組合ごみ焼却場の都市計画案説明会議事録」を事前に配布させていただいております。

資料の不足等がございましたら、事務局まで申し出いただければと思います。

それでは、ここで市長の西岡より、ご挨拶申し上げます。

【西岡市長】 皆さん、こんにちは。小金井市長の西岡真一郎でございます。本日は、市長就任以来、初めての都市計画審議会でございます。都市計画審議会委員の皆様方におかれましては、日頃より、小金井市の都市計画行政にご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。都市計画審議会では、各分野の専門家の皆様方に都市計画に関する様々な事項をご審議いただいているところでございます。

本日は、小金井都市計画ごみ焼却場二枚橋衛生組合ごみ焼却場の変更について、ご審議いただく予定でございます。

二枚橋衛生組合ごみ焼却場につきましては、施設周辺にお住まいの皆様方には、長年のご理解とご協力を頂きましたことに深く感謝申し上げます。

案件の内容につきましては、これから担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

今後とも、小金井市の都市計画行政にご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。本日はよろしく願いいたします。

【西川都市計画課長】 それでは、平成27年10月22日に開催いたしました前回の都市計画審議会以降、市議会議員、関係行政機関の委員の異動等がございまして、新たに審議会委員にご就任いただいた方がおられますので、ご紹介させていただきます。

富永委員でございます。東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課長でございます。平成28年7月1日付け人事異動に伴い、委員にご就任いただいております。

【富永委員】 富永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【西川都市計画課長】 坂井委員でございます。市議会議員をされており、平成28年1月22日から委員にご就任いただいております。

【坂井委員】 坂井えつ子と申します。よろしくお願いいたします。

【西川都市計画課長】 齋藤裕委員でございます。小金井警察署長でございまして、平成28年2月15日から委員にご就任いただいております。本日はご都合により欠席のご連絡をいただいております。

吹春委員でございます。市議会議員をされており、平成28年1月22日から委員にご就任いただいております。

【吹春委員】 吹春です。よろしくお願いいたします。

【西川都市計画課長】 以上で新任委員のご紹介を終わらせていただきます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。市長の西岡でございます。

【西岡市長】 よろしくよろしくお願いいたします。

【西川都市計画課長】 副市長の上原でございます。

【上原副市長】 よろしくよろしくお願いいたします。

【西川都市計画課長】 都市整備部長の東山でございます。

【東山都市整備部長】 よろしく申し上げます。

【西川都市計画課長】 環境部ごみ対策課長の小野でございます。

【小野ごみ対策課長】 よろしく申し上げます。

【西川都市計画課長】 環境部ごみ処理施設担当課長の藤田でございます。

【藤田ごみ処理施設担当課長】 よろしく申し上げます。

【西川都市計画課長】 それでは、お手元にさしあげております次第に従いまして、進行させていただきます。

本日ご審議いただきます、付議案件1件を、市長の西岡から読み上げさせていただきます。

【西岡市長】 小金井市都市計画審議会会長、根上彰生様。小金井市都市計画審議会条例第1条の規定により、次の事項について審議会に付議します。小金井都市計画ごみ焼却場 二枚橋衛生組合ごみ焼却場の変更について、付議。

以上、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【西川都市計画課長】 それでは付議が終了いたしましたので、ここからは根上会長に審議会の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【根上会長】 それでは、ただいまから、平成28年度第1回小金井市都市計画審議会の議事を進めさせていただきます。

お手元にお配りしておりますとおり、本日ご審議いただく案件は付議案件「小金井都市計画ごみ焼却場 二枚橋衛生組合ごみ焼却場の変更について」の1件でございます。

早速ですが、付議案件について事務局より説明を求めます。

【東山都市整備部長】 それでは、小金井都市計画ごみ焼却場二枚橋衛生組合ごみ焼却場の変更について、パワーポイントにより説明させていただきます。

それではまず、二枚橋衛生組合ごみ焼却場のあった場所でございます。資料の2ページ、総括図と併せてご覧ください。

二枚橋衛生組合ごみ焼却場の位置は、小金井市の南東部でございます。調布市、府中市及び小金井市の3市の行政境をまたいだ位置でございます。

こちらが詳細な場所でございます。北側は野川、西側は西武多摩川線、南側は東八道路、東側は都立野川公園に囲まれた、3市の行政境をまたいだ敷地でございます。

こちらは、二枚橋衛生組合ごみ焼却場の稼働時の写真でございます。東側の野川公園から撮影したものでございます。

続いて、二枚橋衛生組合ごみ焼却場を解体したあとの写真でございます。現地は更地となっております。手前の道路は東八道路、敷地の向こう側をはしる緑の部分が西武多摩川線の線路敷きでございます。

次に、廃止に至るまでの経緯でございます。資料の4ページ、案の理由書と併せてご覧ください。

二枚橋衛生組合ごみ焼却場は、調布市、府中市及び小金井市の3市から排出される可燃ごみ処理を目的として、3市で設立した二枚橋衛生組合の運営により、昭和33年から稼働しておりました。

しかし、長年の稼働による施設の老朽化等が進んだことから、平成19年に稼働を

停止、平成22年に二枚橋衛生組合を解散したものでございます。

その後、調布市では、三鷹市と新ごみ処理施設整備基本計画を平成18年に策定し、両市で組織したふじみ衛生組合を事業主体とする新ごみ処理施設を平成25年に建設しております。現在、調布市の可燃ごみの焼却は当該施設で全量実施されております。

府中市では、狛江市、府中市、国立市及び稲城市で組織した多摩川衛生組合での可燃ごみの焼却処理を行う事を決定しました。現在、府中市の可燃ごみの焼却は、当該衛生組合のクリーンセンター多摩川で全量実施されております。

小金井市では、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づき、多摩地域の各団体に可燃ごみの全量処理を委託しておりますが、平成27年度に日野市、国分寺市及び小金井市でごみ処理施設の設置及び運営を共同で行うことを目的として設立した浅川清流環境組合において、新可燃ごみ処理施設の稼働に向けて事業を進めており、その後の小金井市の可燃ごみの焼却は当該施設で全量実施する予定としております。

こうしたことから、調布市、府中市及び小金井市の3市各市において、新可燃ごみ処理施設の稼働に向けて事業を進め、今後の可燃ごみ処理施設を効率的・安定的に運営していくための方針が決定したことから、二枚橋衛生組合ごみ焼却場の区域約1.09ヘクタールについて都市計画を変更（廃止）するものでございます。

次に、具体的な廃止内容でございます。資料の1ページ、計画書と併せてご覧ください。

ご覧のとおり、現在、三市にまたがる約1.09ヘクタールが二枚橋衛生組合ごみ焼却場として都市計画決定されております。当該ごみ焼却場としての都市計画施設の位置づけを廃止するものでございます。

続きまして、廃止する区域でございます。資料の3ページ、計画図と併せてご覧ください。

都市計画の廃止となる区域は、ご覧の斜線部分、約1.09ヘクタールの区域でございます。

続きまして、住民説明会についてでございます。追加資料と併せてご覧ください。

平成28年6月18日の土曜日に、調布市、府中市、小金井市の3市合同の説明会を開催いたしました。参加者は17名で、いずれも小金井市民でございました。質疑応答でございますが、追加資料の4ページからでございます。主な質疑としましては、ごみ焼却場の廃止区域の範囲や面積について教えてほしい、廃止後の跡地利用について教えてほしい、などの質問がございました。また、主な意見としましては、ごみ焼

却場を廃止した後の制限について分かり易く説明してほしいなどの意見がございました。

最後に、これまでの経緯及び今後の予定でございます。

都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の受付を6月17日から7月1日までの2週間行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

今後、本日の審議会での議を経て、答申をいただきましたら、3市同日付で、8月中旬に都市計画変更の告示を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

【根上会長】 それではただいまのご説明を受けまして、案件の質疑を行いたいと思います。何かご質問はありますか。

(「なし」の声あり)

【根上会長】 質問はありませんか。いかがでしょうか。特にご質問ないようでしたら、質疑を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【根上会長】 異議なしというお声をいただきましたので、質疑を終了したいと思います。

それでは付議案件について、審議会としての決を採りたいと思います。

都市計画審議会条例第7条第3項に「会議の議事は、出席した委員及び案件に関する臨時委員の過半数で決し、賛否同数のときは、会長の決するところによる。」とあります。

これにより、挙手ということで決を諮りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声、多数あり)

【根上会長】 それでは、議案「小金井都市計画ごみ焼却場 二枚橋衛生組合ごみ焼却場の変更について」は案のとおり、異議のない旨答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手、全員賛成)

【根上会長】 全員賛成ですね。それでは異議のないということで、この案件は案のとおり決定いたしたいと思います。

以上で、本日の付議案件は全て終了ですが、事務局から何かありますでしょうか。

【西川都市計画課長】 今年度については、小金井市決定の生産緑地地区の案件を予定しております。具体のスケジュールについては、開催通知で、改めて送付させて

いただきますので、よろしくお願いいたします。

【根上会長】 それでは本日の審議は全て終了いたしましたので、都市計画審議会を閉会といたします。円滑な審議にご協力いただきましてどうもありがとうございました。

— 了 —